

国及び県の自転車活用推進計画を踏まえた見直しについて

地方自治体において検討が必要な施策
(地方版自転車活用推進計画
策定の手引き(案))

広島県自転車活用推進計画(素案)
における取組一覧

広島市の状況

実施プログラム(H28~30)への 位置付け	取組状況		備考
	実施中	検討中	

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

政策目標 I 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり

施策1. 自転車通行空間の計画的な整備推進
①自転車ネットワーク計画の策定
②自転車通行空間の整備
③「自転車車線(仮称)」の設置検討
④自転車通行空間の改善
⑤道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用
⑥自転車マップの作成
⑦自転車利用促進に関する広報啓発
施策2. 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進
①路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備
②パーキング・メーター等の撤去の検討
③駐車禁止等の規制実施
④違法駐車等の積極的な取締り
⑤駐車監視員による違反車両の確認
施策3. シェアサイクルの普及促進
①シェアサイクルの導入検討
②公共用地・民地等へのサイクルポートの設置検討
③鉄道駅周辺へのサイクルポート設置の推進
④サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備促進
施策4. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進
①ニーズに対応した駐輪場の整備
②鉄道事業者への積極的な協力の要請
施策5. 自転車のIoT化の促進
①IoTを用いた駐輪場やシェアサイクルの運営の効率化
施策6. まちづくりと連携した総合的な取組の実施
①まちづくりと連携した自転車施策の推進
②ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施
③無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

自転車通行空間の計画的な整備推進
①市町版自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定支援
②自転車通行空間の整備
-
-
③交通規制の適切な実施・運用
-
④自転車利用促進に関する広報啓発
路外駐車場等の整備促進及び違法駐車取締りの推進
①路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備の支援
-
-
②違法駐車等の積極的な取締り
③駐車監視員による違反車両の確認
-
-
-
-
地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進
①ニーズに対応した駐輪場の整備への支援
-
-
-
-
まちづくりと連携した総合的な取組の実施
①まちづくりと連携した自転車施策の推進
②ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施
-

①自転車走行ネットワーク路線の選定・整備	○	-	・平成27年2月に広島市自転車走行空間整備計画(デルタ市街地編)を策定。
①自転車走行ネットワーク路線の選定・整備	○	-	・整備計画に基づき、平成30年度末までに約6.7kmを整備。 (今後、道路構造令に規定される予定)
④走行空間整備箇所での路面標示等の設置	○	-	・平成30年度より矢羽根型路面標示に白線を設置。
-	○	-	・自転車交通を含め、全ての交通に対する安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示の適切な設置や運用に努めている。
-	○	-	・「自転車等放置規制区域及び駐輪場位置図」を作成し、駐輪場等で配布。
④自転車利用を促す情報発信の検討	○	-	・平成27年2月に「広島市観光レンタサイクル「びーずくる」」を導入。 市民利用の促進を図るため、平成30年5月に「広島市シェアサイクル「びーずくる」」に名称変更。
-	○	-	・駐車場附置義務条例の適切な運用による駐車場の整備。 (県警主体の取組)
-	-	-	(県警主体の取組)
②交通違反に対する指導・取締りとの連携	○	-	・平成27年6月の道路交通法の改正内容(自転車の悪質運転者に対する講習制度の新設など)について、広報紙等での周知に努めた。
-	-	-	(県警主体の取組)
④「びーずくる」の利用促進策の実施	○	-	・平成27年2月に「広島市観光レンタサイクル「びーずくる」」を導入。 市民利用の促進を図るため、平成30年5月に「広島市シェアサイクル「びーずくる」」に名称変更。
④「びーずくる」の利用促進策の実施	○	-	・公園等の公共用地やコンビニ等の民有地へのサイクルポート設置により、ポートの高密度化を実施。
④「びーずくる」の利用促進策の実施	○	-	・JR駅等の周辺において、公共用地や民有地へのサイクルポートを設置。
①自転車走行ネットワーク路線の選定・整備	○	-	・市中心部を対象に走行空間整備を実施。
⑥市営駐車場の転用による駐輪場整備 ⑨民間事業者による路上駐輪場の整備 ⑩民間駐輪場への整備費助成	○	-	・民間事業者による路上駐輪場の整備や民間駐輪場整備への補助などにより、駐輪場を整備。
⑧容量が不足している郊外の鉄道駅等での駐輪場整備	○	-	・鉄道事業者の協力を得ながら鉄道駅付近の駐輪場の拡充等を実施。
④⑤一時利用が可能な市営駐輪場への満空情報システムの導入 ④⑥「びーずくる」の利用促進策の実施	○	-	・駐輪場については、スマートフォン等で確認可能な駐輪場満空情報システムを導入。 ・シェアサイクルについては、ICカードを会員証として登録可能なシステムを導入。
-	○	-	・まちづくりの計画と連携しながら自転車施策を実施。
-	○	-	・道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフトが連携した生活道路の交通安全対策を実施。
-	-	-	・今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。

地方自治体において検討が必要な施策
(地方版自転車活用推進計画
策定の手引き(案))

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康寿命の実現

施策7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
①競技施設整備に関する検討
施策8. サイクルスポーツ振興の推進
①既設競輪場や公園等の有効活用の促進
②タンDEM自転車の公道走行に関する検討
施策9. 自転車を活用した健康づくりの推進
①健康増進の広報啓発
②健康増進と連携した観光事業の促進
③健康増進効果に関する調査研究
施策10. 自転車通勤等の促進
①自転車通勤の広報啓発
②地方公共団体の庁舎における駐輪場の整備

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

施策11. 国際的なサイクリング大会等の誘致
①国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
施策12. 世界に誇るサイクリング環境の創出
①官民連携によるサイクリング環境の整備
②広域的なサイクリングロードの整備
③サイクルトレイン等の実施検討
④サイクリスト受入サービスの充実の要請
-
-

広島県自転車活用推進計画(素案)
における取組一覧

政策目標II サイクルスポーツを通じた健康で活力ある社会づくり

-
-
サイクルスポーツ振興の推進
①公園等の利用促進
②タンDEM自転車利用の広報
自転車を活用した健康づくりの推進
①健康増進の広報啓発
-
-
自転車通勤等の促進
①自転車通勤の広報啓発
-

政策目標III サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

-
-
国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出
①官民連携による先進的なサイクリスト受入環境の充実・強化
②サイクリングを活用した広域的な観光振興
③サイクリスト受入サービスの充実の要請
④民間等によるサイクリスト向けサービスの利用促進
「サイクリストの聖地」の実現に向けた情報発信
①国際的なサイクリング大会「サイクリングしまなみ」の開催検討

広島市の状況

実施プログラム(H28~30)への 位置付け	取組状況		備考
	実施中	検討中	

-	-	-	・今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。
④サイクルイベント等の開催支援	○	-	・平成30年7月、西区の市道の交通規制を行い、国内最高峰の自転車レースである「第1回広島クリテリウム」の開催を誘致。
-	-	-	・今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。
⑦自転車利用を促す情報発信の検討	-	○	・計画への位置付けはあるが、取組が検討段階にとどまっているため、事業の効果等について検討を行いながら、計画への位置付け方について検討を行う。
-	-	-	・今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。
-	-	-	・今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。
⑦自転車利用を促す情報発信の検討	○	-	・広島市シェアサイクル「びーすくる」について、これまでの観光利用に加え、平成30年度から通勤などの市民の日常生活の移動手段としての利用を促進。
-	○	-	・庁舎への来訪者のための駐輪場を整備済。 ・市役所本庁舎へ「びーすくる」のサイクルポートを設置。
④サイクルイベント等の開催支援	○	-	・平成30年7月、西区の市道の交通規制を行い、国内最高峰の自転車レースである「第1回広島クリテリウム」の開催を誘致。
-	-	-	・今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。
-	-	-	・今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。
④サイクルトレイン・サイクルバス等の検討	-	○	・計画への位置付けはあるが、取組が検討段階にとどまっているため、事業の効果等について検討を行いながら、計画への位置付け方について検討を行う。
⑤サイクルステーションの検討	-	○	・計画への位置付けはあるが、取組が検討段階にとどまっているため、事業の効果等について検討を行いながら、計画への位置付け方について検討を行う。
-	-	-	(県主体の取組)

地方自治体において検討が必要な施策
(地方版自転車活用推進計画
策定の手引き(案))

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

<p>施策13. 安全性の高い自転車普及の促進</p> <p>①安全性の高い製品購入につながる広報啓発</p> <p>②自転車の積載制限に関する検討</p>
<p>施策14. 自転車の点検整備の促進</p> <p>①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発</p>
<p>施策15. 自転車の安全利用の促進</p> <p>①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知</p> <p>②交通安全意識向上を図る広報啓発</p> <p>③ヘルメット着用の広報啓発</p> <p>④自転車運転者講習制度の着実な運用</p> <p>⑤交通安全に関する指導技術の向上</p> <p>⑥高齢者向けの安全教室の実施</p> <p>⑦自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発</p> <p>⑧公務員に対するルールの遵守の徹底</p> <p>⑨自動車教習所における教育の実施</p> <p>⑩多様なニーズに関する自転車製品の開発</p> <p>⑪自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施</p> <p>⑫リヤカー牽引自転車への交通ルールの周知徹底</p> <p>⑬地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進</p>
<p>施策16. 学校における交通安全教育の推進</p> <p>①交通安全教室の開催</p> <p>②交通安全教室の講師へ向けた講習会実施</p> <p>③通学路周辺の安全点検の実施</p>
<p>施策17. 自転車通行空間の計画的な整備推進 (施策1と同様)</p>
<p>施策18. 災害時における自転車活用の推進</p> <p>①災害時における正しい自転車利用の推進</p> <p>②庁舎等への自転車配備</p>
<p>その他、保険などの加入義務を促進させる取組の推進</p>

広島県自転車活用推進計画 (素案)
における取組一覧

政策目標IV 自転車事故のない安心な暮らしづくり

<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>
<p>自転車の点検整備の促進</p> <p>①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発</p>
<p>自転車の安全利用の促進</p> <p>①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知</p> <p>②交通安全意識向上を図る広報啓発</p> <p>④ヘルメット着用の広報啓発</p> <p>⑤自転車運転者講習制度の着実な運用</p> <p>⑥交通安全に関する指導技術の向上</p> <p>③高齢者向けの安全教室の実施</p> <p>-</p> <p>⑦公務員に対するルールの遵守の徹底</p> <p>⑧自動車教習所における教育の実施</p> <p>-</p> <p>⑨自転車指導啓発重点地区・路線等における指導取締りの実施</p> <p>-</p> <p>⑩地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進</p>
<p>学校における交通安全教育の推進</p> <p>①交通安全教室の推進</p> <p>②交通安全教室の講師へ向けた講習会実施</p> <p>③通学路周辺の安全点検</p>
<p>自転車通行空間の計画的な整備推進 (再掲)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>
<p>-</p>

広島市の状況			
実施プログラム(H28~30)への 位置付け	取組状況		備考
	実施中	検討中	
-	○	-	・中学校、高校に自転車で通学する1年生を対象として自転車通学許可の講習において、BAAマーク(自転車協会の安全基準による検査)付きの自転車の購入を呼びかけ。 (県警主体の取組)
-	-	-	(県警主体の取組)
㉔市営駐輪場利用者に対して自転車無料点検サービスの提供	○	-	・自転車点検表を作成し、市営駐輪場や様々な啓発活動の際に配布。
㉕自転車マナーアップキャンペーン	○	-	・6月と2月に全区において自転車マナーアップキャンペーンを実施。
㉖自転車マナーアップキャンペーン	○	-	・6月と2月に全区において自転車マナーアップキャンペーンを実施。
㉗その他の安全教育の取組	-	○	・計画への位置付けはあるが、取組が検討段階にとどまっているため、事業の効果等について検討を行いながら、計画への位置付け方について検討を行う。 (県警主体の取組)
-	-	-	(県警主体の取組)
㉘成人を対象とした自転車教室	○	-	・広島チャレンジサイクル推進事業の取組として、毎年10月に大型商業施設において、自転車シミュレーター等を活用した自転車マナーアップフェスタを実施。 ・今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。
-	-	-	(県警主体の取組)
-	○	-	・庁内掲示板等で自転車通行ルール等の周知を実施。 (県警主体の取組)
-	-	-	(県警主体の取組)
-	-	-	・今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。 (県警主体の取組)
-	-	-	(県警主体の取組)
㉙自転車マナーアップキャンペーン ㉚本通りアーケード街等における乗り入れ違反者への街頭指導等	○	-	・6月と2月に全区において自転車マナーアップキャンペーンを実施。 ・警察、地元等と連携し、本通りアーケード街等におけるり入れ違反者への街頭指導を毎月実施。
㉛小学生を対象とした自転車教室	○	-	・市の交通教育指導員による自転車教室の実施。 (今後国から実施要領等が示される予定)
-	-	-	(県警主体の取組)
-	○	-	・平成30年7月の豪雨災害の際、避難者の交通手段の確保を目的として、避難所に「びーすくる」を配置。
-	○	-	・平成30年7月の豪雨災害の際、職員による被害状況調査用として、安芸区役所に「びーすくる」を配置。
㉜自転車保険の普及促進	○	-	・広報紙やホームページ、街頭キャンペーンなどにより、自転車保険への加入を呼びかけ。